

## 議案第15号 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

本条例において引用している「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年小松島市条例第166号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(書面の審理)</p> <p>第7条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定</u>により同項に規定する電子情報処理組織を<u>使用して</u>弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(書面の審理)</p> <p>第7条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を<u>使用する方法により</u>弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>